

# 青森県報

号外第二十号

令和六年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目次

## 規 則

- 障害に関する用語の表記の整理に関する規則………(障害福祉課) ……一
- 青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則……(自然保護課) ……五
- 青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則……(同) ……五

## 規 則

障害に関する用語の表記の整理に関する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県規則第十七号

#### 障害に関する用語の表記の整理に関する規則

(青森県県税条例施行規則の一部改正)

第一条 青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項第八号及び第九号中「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に、「重度精神障害者」を「重度精神障がい者」に改め、同条第三項第二号及び第五項中「身体障害者又は重度精神障害者」を「身体障がい者又は重度精神障がい者」に改める。

第十三条の見出し中「身体障害者」を「身体障がい者」に、「精神障害者」を「精神障がい者」に改める。

第十三条の二の見出し中「身体障害者等」を「身体障がい者等」に改め、同条第一項中「身体障害者が」を「身体障がい者が」に、「重度精神障害者が」を「重度精神障がい者が」に改め、同項第六号及び第七号並びに同条第二項第一号及び第二号中「重度身体障害者」を「重度身体障がい者」に、「重度精神障害者」を「重度精神障がい者」に改め、同条第四項第三号中「身体障害者又は重度精神障害者」を「身体障がい者又は重度精神障がい者」に改める。

(青森県住民基本台帳法施行細則の一部改正)

第二条 青森県住民基本台帳法施行細則(平成十四年八月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

(青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

第三条 青森県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(平成十五年三月青森県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「身体障害者」を「身体障がい者」に改め、同項第二号中「聴覚障害」を「聴覚障がい」に、「身体障害者」を「身体障がい者」に改める。

(要保護児童に対する身元保証事業の補助に関する条例施行規則の一部改正)

第四条 要保護児童に対する身元保証事業の補助に関する条例施行規則(昭和三十三年三月青森県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「精神障害、身体障害」を「精神障がい、身体障がい」に改める。

(青森県福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正)

第五条 青森県福祉のまちづくり条例施行規則(平成十一年三月青森県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

別表第二第一号の(二)の4及び5のト中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同号の(四)中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同(四)の8及び同号の(七)の4のイ中「視覚障害者」を「視覚障がい者」に改め、同号の(八)の3中「聴覚障害者の」を「聴覚障がい者の」に、「聴覚障害者用集団補聴装置等」を「聴覚障がい者用集団補聴装置等」に改め、同号の(九)の1、2及び6中「高齢者、

障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改め、同号の(十)の4中「視覚障害者及び聴覚障害者」を「視覚障がい者及び聴覚障がい者」に改め、同号の(三)の2中「視覚障がい者等」を「視覚障がい者」に改め、同表第三号の(一)の5中「視覚障害者」を「視覚障がい者」を、「視覚障害者誘導用ブロック」を「視覚障がい者誘導用ブロック」に、「視覚障害者の」を「視覚障がい者の」に、「視覚障害者注意喚起用ブロック」を「視覚障がい者注意喚起用ブロック」に改め、同表第四号の(六)中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

別表第三第一号中「高齢者、障害者等」を「高齢者、障がい者等」に改める。

(青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第六条 青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和四十五年四月青森県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県心身障がい者扶養共済制度条例施行規則

第一条中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に改める。

第二条第一項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に、「心身障害者」を「心身障がい者」に、「心身障がい者」を「心身障がい者」に、「心身障がい者」を「心身障がい者」に改め、同条第五項中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改める。

第三条の見出し中「障害」を「障がい」に改め、同条中「障害の」を「障がいの」に、「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に、「障害又は」を「障がい又は」に、「障害により」を「障がいにより」に、「障害が」を「障がいが」に改める。

第四条第一項第一号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同項第三号中「心身障害者の障害」を「心身障がい者の障がい」に改め、同項第四号中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、同条第三項中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度加入証書」に、「青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に改める。

第四条の二第三項及び第四条の三中「青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に改める。

第七条第一項第一号イ中「心身障害者扶養共済制度」を「心身障がい者扶養共済制度」に改め、同項第二号中「重度障害」を「重度障がい」に、「障害の」を「障がいの」に改め、同号イ中「障害診断書」を「障がい診断書」に改め、同条第二項中「青森県心身障害者扶養共済制度年金証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度年金証書」に改める。

第八条中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書、青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書又は青森県心身障害者扶養共済制度年金証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度加入証書、青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書又は青森県心身障がい者扶養共済制度年金証書」に改める。

第十条第二項第一号中「重度障害の状態」を「重度障がいの状態」に、「障害診断書」を「障がい診断書」に改める。

第十一条中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度加入証書」に、「青森県心身障害者扶養共済制度口数追加証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度口数追加証書」に改める。

第十三条第一項第二号及び第二項中「死亡（重度障害、障害）届書」を「死亡（重度障がい、障がい）届書」に改める。

附則第二項中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」を「青森県心身障がい者扶養共済制度加入証書」に改める。

第一号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「青森県心身障害者扶養共済制度」を「青森県心身障がい者扶養共済制度」に、「心身障害者との」を「心身障がい者との」に、「心身障害者の」を「心身障がい者の」に改め、同様式の添付書類の(一)の(イ)中「心身障害者」を「心身障がい者」に改め、(一)の(ロ)中「障害証明書」を「障がい証明書」に改める。

第二号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」を「青森県心身障がい者扶養共済制度条例」に、「心身障害者との」を「心身障がい者との」に、「の障害」を「の障がい」に、「住所」を「住所」に改める。

「心身障害者」 「心身障がい者」  
住所 住所  
氏名 氏名

第三号様式及び第四号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度」を「青森県心身障がい者扶養共済制度」に改める。



則」や「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例施行規則」及び「心身障害者）」や「心身障害がい者」に定める。

第二十号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度加入証書」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度加入証書」並びに「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例施行規則」に定める。

第二十七号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例第8条」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例第8条」並びに「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例施行規則」に定める。

第十八号様式及び第十九号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例施行規則」に定める。

第十九号様式の二十号「又は重度障害」及び「又は重度障害がい」並びに「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例施行規則」に定める。同様式の添付書類の二十号「重度障害の状態」及び「重度障害がいの状態」並びに「障害診断書」及び「障害がい診断書」に定める。

第二十号様式及び第二十一号様式中「あつた青森県心身障害者扶養共済制度条例」及び「あつた青森県心身障害がい者扶養共済制度条例」並びに「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例施行規則」に定める。

第二十二号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例施行規則」に定める。

第二十二号様式の二及び第二十二号様式の三号「あつた青森県心身障害者扶養共済制度条例」及び「あつた青森県心身障害がい者扶養共済制度条例」並びに「青森県心身障害者扶養共済制度条例施行規則」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例施行規則」に定める。

第二十三号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例」に定める。

第二十四号様式中「死亡、重度障害、障害届書」及び「死亡（重度障害がい、障害がい）届書」並びに「重度障害の状態」及び「重度障害がいの状態」並びに「定める障害」及び「定める障害がい」並びに「青森県心身障害者扶養共済制度条例」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例」に定める。

第二十五号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例」並びに「の障害」及び「の障害がい」に定める。

第二十六号様式及び第二十七号様式中「青森県心身障害者扶養共済制度条例」及び「青森県心身障害がい者扶養共済制度条例」に定める。

第二十八号様式中「心身障害者」及び「心身障害がい者」並びに「重度障害年月日」及び「重度障害がい年月日」並びに「障害の」及び「障害がいの」並びに「重度障害、障害者」及び「重度障害がい、障害がい者」に定める。

第二十九号様式中「障害」を「障害がい」に改める。

（青森県視聴覚障害者情報提供施設規則の一部改正）

第七条 青森県視聴覚障害者情報提供施設規則（平成十年三月青森県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障害がい者情報センター」に、「青森県聴覚障害者情報センター」を「青森県聴覚障害がい者情報センター」に改める。

第三条第一項第一号中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障害がい者情報センター」に改め、同項第二号中「青森県聴覚障害者情報センター」を「青森県聴覚障害がい者情報センター」に改める。

第六条第一号中「青森県視覚障害者情報センター」を「青森県視覚障害がい者情報センター」に改め、同条第二号中「青森県聴覚障害者情報センター」を「青森県聴覚障害がい者情報センター」に改める。

（青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則の一部改正）

第八条 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校条例施行規則（昭和三十三年十月青森県規則第一百十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二号の表中「青森県立障害者職業訓練校」を「青森県立障害がい者職業訓練校」に改める。

第一号様式中「障害者職業訓練校長」及び「障害がい者職業訓練校長」並びに「同様式の注の五」中「障害者職業訓練校」及び「障害がい者職業訓練校」に定める。

第二号様式中「**身体障害**」を「**身体障害がい**」に改め、同様式の注の二中「身体障害」及び「身体障害がい」に定める。

第三号様式中「障害者職業訓練校長」及び「障害がい者職業訓練校長」並びに

「**（〇〇）高等技術専門学校**」及び「**（〇〇）高等技術専門学校**」並びに「**（〇〇）高等技術専門学校**」及び「**（〇〇）高等技術専門学校**」に定める。

同様式の注の1中「~~障害者職業能力開発校~~」を「障がい者職業訓練校」に改める。

第四号様式中「~~障害者職業能力開発校~~」を「障がい者職業訓練校」に改める。

(青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則の一部改正)

第九条 青森県職業能力開発校及び障害者職業能力開発校学生災害見舞金支給規則

(昭和四十二年十月青森県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

第一号様式中「~~障害者職業能力開発校~~」を「障がい者職業訓練校」に改める。

(青森県宮農大規則の一部改正)

第十条 青森県宮農大規則(昭和五十五年三月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二号様式の別記の注の1中「~~障がい~~」を「障がい」に改める。

(青森県営住宅規則の一部改正)

第十一条 青森県営住宅規則(昭和三十七年二月青森県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第一条の第三項中「障害が」を「障がいが」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十八号

青森県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

青森県立自然公園条例施行規則(昭和三十七年六月青森県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第八号の二及び第二十七号の二中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第二十六条第一号イ中「障害」を「障がい」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第十九号

青森県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

青森県自然環境保全条例施行規則(昭和四十八年十二月青森県規則第七十九号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一号イ中「障害」を「障がい」に改める。

別表第一第一号3(七)中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改める。

別表第三第一号5中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「第四十条」を「第六十六条」に改め、同号6中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改め、同表第十号7中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に、「の規定により指定された」を「に規定する」に改め、同表第十二号1中「第二十二号の十一第一号」を「第六十三条第一項第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭